

第八岡見自治会 会則

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は、第八岡見自治会と称し、事務所は第八岡見自治会館に置く。

(基本理念)

第2条 本会は、共存共栄・互譲互助の精神に基づき、人の和を基調として会員の総意に基づき運営することを基本とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、地域生活環境の改善、防災及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、第八岡見区域内に居住する住民とする。

2 区域外に居住し区域内で営業する個人または法人は、賛助会員とすることができる。

(会費)

第5条 会員（世帯単位）は、別に定める会費、会館積立金等を納入しなければならない。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第3章 役 員

(役員の種類)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|----|
| 一 会長 | 1名 |
| 二 副会長 | 2名 |
| 三 会計 | 1名 |

- 四 監事 2名
- 五 班長 8名（各班1名 うち、7班は7班1と7班2に班長を置く）
- 六 総務文化部役員 7名（各班1名）うち、部長1名、副部長2名を置く
- 七 保安衛生部役員 7名（各班1名）うち、部長1名、副部長2名を置く
- 八 顧問 若干名（0～2名）

（役員を選任）

第7条 役員は、会員の中から次の方法により推薦し、定期総会において選任する。

- 一 会長 総会において別に定める「会長候補者選出規定」による
- 二 副会長 会長候補者の推薦による
- 三 会計 各班毎の輪番制とし、班会において推薦する
- 四 監事 各班毎の輪番制とし、班会において推薦する
- 五 班長 班会において推薦する
- 六 総務文化部役員 班会において推薦する 部長、副部長は部役員候補者の互選により推薦する
- 七 保安衛生部役員 班会において推薦する 部長、副部長は部役員候補者の互選により推薦する
- 八 顧問 会長又は会長候補者の推薦による

2 会長及び副会長を除く役員候補には、会員が次のいずれかに該当する場合には免除することができる。ただし、本人が希望する場合はこの限りではない。

- 一 75歳以上のみの高齢者世帯
- 二 本人又は家族が傷病しているとき
- 三 入会后2年以内

（役員任期）

第8条 役員任期は次のとおりとする。

- 一 会長の任期は2年とする。ただし、会長候補者選出規程に基づく公募によって推薦された場合は再任を妨げないが、引き続き4年を越えることはできない。
- 二 副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 三 その他の役員任期は1年とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が辞任する場合は、原則として辞任する日の一か月前までに文書にて自治会長に通知する。

(役員職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、第八岡見行政区長を兼務する。
また、会長は、自主防災会の会長を兼務する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。副会長は、第八岡見行政副区長を兼務し、市の交通安全推進委員を担当する。
 - 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理し、定期総会に文書をもって会計報告を行う。
 - 4 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査し、定期総会に文書をもってその結果を報告する。また、監事は役員業務執行状況の監査並びに会長候補者選出規定に基づく業務を行う。
 - 5 班長は、班会員への回覧板回付、市広報等の配布、本会からの連絡事項の伝達、入院・事故通報及び会費の集金並びに班会員からの意見・要望を執行役員に伝達する。また、班長は、本会の行事に協力するとともに自主防災会に所属する。
 - 6 各部長は、各部役員をまとめ業務予定及び部会並びに執行役員会の決議に基づき業務を行う。また、各部は次の業務を所掌する。
 - 7 顧問は会計及び監事以外の職務の補佐を行う。
 - 一 総務文化部は、庶務、文化、体育、親睦及び福祉活動等の業務
 - 二 保安衛生部は、防犯、防災、交通安全、環境整備、衛生、防犯灯の管理及び自主防災会等の業務また、保安衛生部役員は自主防災会に所属する

第4章 総会

(総会の構成)

第10条 総会は、会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第11条 総会は、本会の最高議決機関である。

(定期総会)

第12条 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議決定する。

- 一 前年度事業報告及び会計決算報告
- 二 新年度役員を選任及び執行役員承認
- 三 新年度事業計画案及び予算案

- 四 会則等の改正
- 五 財産目録
- 六 会の運営に関する重要事項

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 全体役員会において開催の議決があったとき
- 三 会員（世帯単位。以下本章において同じ）の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 四 監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第14条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第三号及び第四号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、委任状を含め会員の3分の2以上の出席者をもって成立する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 全体役員会

(全体役員会の構成)

第19条 全体役員会は、役員全員をもって構成する。

- 2 行政関係委員、シニアクラブ役員・子供会育成会役員・中学校PTA役員等は、必要に応じ全体役員会に出席し意見を述べることができる。

(全体役員会の権能)

第20条 全体役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を審議決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 業務計画の一部変更並びにそれに伴う予算の補正及び修正
- 三 欠員役員の補充等
- 四 総会からの付託事項
- 五 急を要する会の運営に関する事項（重要なものは事後に総会で承認を得る）
- 六 次期会長候補者の推薦

(全体役員会の開催)

第21条 全体役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、会長が召集する。

- 一 定例会として年4回、原則として四半期末
- 二 役員の5分の1以上から要請があったとき
- 三 会長が必要と認めたとき
- 四 次期会長候補者を推薦する年にあつては、12月及び1月に次期役員候補者を含めた合同全体役員会を開催する

(全体役員会の定足数等)

第22条 全体役員会には、第16条及び第17条の規定を準用する。ただし、監事は表決権を有しない。

- 2 全体役員会の議長は、副会長がこれにあたる。

第6章 執行役員会等

(執行役員会の構成)

第23条 執行役員会は、会長、副会長（2名）、顧問、会計、総務文化部長及び副部長（2名）、保安衛生部長及び副部長（2名）並びに会長の推薦する班長若干名をもって構成する。

- 2 執行役員は、できるだけ各班から選出するものとし、定期総会の承認を得て就任する

(執行役員会の権能)

第24条 執行役員会は、本会を円滑に運営するための業務執行機関であり、次の業務を行う。

- 一 総会並びに全体役員会の議決した事項の執行
- 二 業務計画案及び予算案の作成
- 三 第3条に定める目的達成のための業務の執行
- 四 その他総会及び全体役員会の議決を要しない会務の執行並びに広報活動

(執行役員会の開催)

第25条 執行役員会は、各執行役員からの要請により会長が召集する。

- 2 年度末に、定期総会準備のため及び業務の引継ぎを円滑に進めるための、次年度執行役員候補を含めた合同執行役員会を開催するものとする。

(班会の開催)

第26条 班会は、必要に応じ班長が召集する。

(部会の開催)

第27条 各部会は、必要に応じ各部長が召集する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 その他の収入

(資産の処分)

第29条 本会所有の不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。

(一般会計)

第30条 本会の一般会計は、会費、寄付金、補助金（会館補修関係補助金を除く。）及びその他の収入とする。

(会館積立金特別会計)

第31条 会館積立金特別会計は、会館積立金、補助金（会館補修関係補助金）、会館使用料とする。

- 2 会館積立金特別会計は、会館増改築及び用地取得に基金とし、併せて会館の維持管理、補修及び会館の備品購入等に充てるものとし、一般会計との流用は原則として認めないものとする。

(沈澱槽積立金特別会計)

第32条 沈澱槽使用会員（会員以外の使用者を含む）は、必要に応じ、定期清掃のための積立金を納入する。

- 2 沈澱槽積立金は、沈澱槽毎に特別会計をもうけ管理する。

(自主防災会特別会計)

第33条 自主防災会の運営に要する経費に充てるため、自主防災会特別会計をもうける。

(会計報告)

第34条 会長は、一般会計及び特別会計の収支決算書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、定期総会に監事が押印した文書をもって会計報告を行うものとする。

(会費等)

第35条 会費等は次の通りとする。

- | | | |
|----------|--------|------------------|
| 一 会費 | 1世帯 毎月 | 600円 |
| 二 会館積立金 | 1世帯 毎月 | 400円 |
| 三 沈澱槽積立金 | 1世帯 毎月 | 200円（但し、必要時のみ集金） |
- 2 賛助会員の賛助会費は、1会員当たり毎月1,000円とする。
 - 3 会費、会館積立金及び沈澱槽積立金は、次のいずれかに該当する場合、本人の申し出により半額にすることができる。
 - 一 世帯主が75歳以上の夫婦のみの世帯
 - 二 75歳以上の独居会員
 - 三 母（父）子世帯
 - 4 納入された会費等は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(弔慰金等)

第36条 弔慰金等は次の通りとする。

弔慰金 現に区域内に居住していた会員が死亡した場合。

- 一 世帯主及び配偶者 20,000円
- 二 その他の家族 10,000円
- 2 病気見舞金 10日間以上入院加療した会員。ただし、同一傷病は1年1回とする。
3,000円
- 3 火災見舞金 その都度執行役員において決定する。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

- 1 この会則は平成15年4月1日から改正施行する。
- 2 この会則は平成20年4月1日から改正施行する。
- 3 この会則は平成25年4月1日から改正施行する。
- 4 この会則は平成26年4月1日から改正施行する。
- 5 この会則は令和5年4月1日から改正施行する。